

郡山市集会所整備費補助金交付要綱に係る運用基準

第3条第2項第3号関係

「市長が別に定める基準に適合する LED 照明、断熱サッシ等環境に配慮していると認められる機器」とは「郡山市環境物品等の調達方針」（補助金交付申請日直近のもの。）に基づき下表のとおりのとおりとする。ただし、マークや表示がない製品であっても、対象品目に該当する物品で、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（補助金交付申請日直近のもの。）に定められている品目ごとの判断の基準を満たすものは、グリーン購入法適合品とみなす。

品目		判断基準等
照明	LED 照明器具	次のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品（マークや表示があるもの。）  ②エコマーク商品  ③省エネラベル（緑色）の表示がある製品  ※電球形蛍光灯のみ対象
	蛍光灯 （大きさの区分 40 形直管蛍光灯）	
	電球形のランプ	
建具	断熱サッシ・ドア	グリーン購入法適合品（マークや表示があるもの。） 
設備	日射調整フィルム	次のいずれかを満たすもの。 ①グリーン購入法適合品（マークや表示があるもの。）  ②グリーン購入法基準適合ラベル貼付品 （日本ウインドウ・フィルム工業会） 

附 則

- この運用基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この運用基準は、令和3年4月1日から施行する。
- この運用基準施行の日の前日までに市と協議を行い、市が令和3年度当初予算に計上した事業に適用する運用基準については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この運用基準は、令和４年４月１日から施行する。